

福島県屋外広告物安全管理指針

令和3年2月26日制定

第1 趣旨

本指針は、福島県屋外広告物条例（昭和61年福島県条例第23号。以下「条例」という。）に規定する広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の所有者若しくは占有者（以下「広告物等の所有者等」という。）による安全点検（以下「点検」という。）に関し必要な基本的事項を定め、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

本指針における点検を要する広告物等の適用範囲は、福島県屋外広告物条例施行規則（昭和61年福島県規則第56号。以下「規則」という。）第12条の5第2項で準用する規則第12条の2の規定に基づき、次に掲げる広告物等（以下「簡易広告物等」という。）を除く全ての広告物等とする。

- 一 はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕
- 二 気球利用広告物
- 三 自動車又は電車に表示する広告物
- 四 建物の外壁面に描画により表示する広告物
- 五 法令の規定による広告物等
- 六 選挙運動のために使用する広告物等
- 七 公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示する広告物等
- 八 国又は地方公共団体が公共的目的を持って表示する広告物等

第3 用語の定義

本指針における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「目視点検」とは、広告物等の各部における傷、汚れ、変形、さび等の状態について目視により点検を行うものとする。
- (2) 「標準点検」とは、概ね60cm以内に近づき、目視、触診、打診及び検査により広告物等の外部及び内部について点検を行うものとする。

第4 点検者の資格

広告物の所有者等は、規則第12条の5第3項で準用する規則第12条の3の規定に基づき、許可に係る広告物等で地上から広告物等の上端までの距離が4mを超えるものの点検を行うときは、規則第12条の4の規定に基づき、次に掲げる資格を有する者に行わせなければならない。

- 一 屋外広告士
- 二 1級建築士又は2級建築士
- 三 広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員又は職業訓練修了者（広告美術科にかかるもの）
- 四 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習の修了者

第5 点検の実施

- 1 広告物等の所有者等は、日常の補修その他の管理に加え、広告物等を表示し、設置し又は変更したとき及びその後3年以内ごとに、次に掲げるところにより、広告物の種類、材質、経過年数及び設置状況に応じ必要な点検を行い、当該広告物等の安全性を確認しなければならない。
- (1) 広告物等の点検時期及び点検方法は別表のとおりとする。
 - (2) 点検は、目視点検及び標準点検を基本とし、広告物等の状態を正確に把握できる方法により行うこと。
 - (3) 突風、降雪、台風、地震等の災害が予測され若しくは発生した場合にあって、広告物等の安全性への影響があると認められるときは、直ちに点検を実施すること。
 - (4) 点検箇所及び点検項目（以下「点検箇所等」という）は、次に掲げる事項を基本とし、適切な点検方法により異常の有無を確認すること。なお、点検箇所等は広告物等の種類又は形状等に応じて適宜増減すること。

点検箇所	点検項目
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷

2 点検方法の詳細は、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）を参考とすること。

第6 危害防止等の措置

点検の結果、広告物等に異常が認められたときは、広告物の所有者等と管理者は協力して、状態に応じ補修、改修及び撤去その他の必要な措置を直ちに講じなければならない。

第7 安全点検結果記録の作成・保管・報告

- 1 第5による点検結果は、広告物等安全点検結果記録（様式）（以下「点検結果記録」という。）により作成しなければならない。
- 2 前項に定める点検結果記録に点検の実施状況が分かる書類（作業の写真、点検を委託した場合は契約書その他必要な書類等）とあわせて、当該広告物等が除却されるまでの間、所有者、占有者、管理者等の関係者で共有し、保管しなければならない。
- 3 広告物等の許可の期間の更新を申請しようとする者は、許可の期間の満了する日から起算して3月以内に第5による点検を行い、規則様式第3号「屋外広告物許可更新申請書」の所定の欄に記載する、若しくは点検結果記録を作成して当該更新申請書に添付することにより安全点検結果を報告しなければならない。
- 4 第2項により保管する点検結果記録は、市町村長から報告の求めがあった場合は提出しなければならない。

備考

本指針は、令和3年7月1日から運用する。なお、第4の規定は、令和4年7月1日から運用する。）

別表（第5関係）

点検時期	表示、設置、変更時	災害の発生時 又は発生後	広告物の設置年数			
			3年目	6年目	9年目	10年超又は設置時期不明
点検方法	標準点検	目視点検 ※報告義務なし	目視点検	目視点検	標準点検	3年以内ごとに標準点検
		目視で安全性の判断ができない場合等は標準点検				

留意事項

- 1 設置時の標準点検は、建築基準法の完了検査を受けるものは不要であること。
- 2 塩害・強風など特殊環境下にある広告物等は点検頻度を高めること。